

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

令和6年3月改訂

項	新	旧	修正理由																									
4 他	一般対策計画 第1章 総 則 第1項 目 的 中部電力パワーグリッド(株)多治見支社 ※以下同様	一般対策計画 第1章 総 則 第1項 目 的 中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所	組織改編に伴う修正																									
14	第5項 災害対策本部の組織 3 分担任務等 <table><tr><td>都市計画部</td><td>都市計画部長</td><td>都市政策班</td><td>都市政策課長</td><td>1 公共交通関係者との連絡調整 2 土地区画整理事業、市街地再開発事業の被害状況調査及びとりまとめ 3 被害等通報に係る現地確認 4 都市計画部内の調整 5 建設部との連絡調整</td></tr><tr><td></td><td></td><td>開発指導班</td><td>開発指導課長</td><td>1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること</td></tr></table>	都市計画部	都市計画部長	都市政策班	都市政策課長	1 公共交通関係者との連絡調整 2 土地区画整理事業、市街地再開発事業の被害状況調査及びとりまとめ 3 被害等通報に係る現地確認 4 都市計画部内の調整 5 建設部との連絡調整			開発指導班	開発指導課長	1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること	第5項 災害対策本部の組織 3 分担任務等 <table><tr><td>都市計画部</td><td>都市計画部長</td><td>都市政策班</td><td>都市政策課長</td><td>1 公共交通関係者との連絡調整 2 被害等通報に係る現地確認 3 都市計画部内の調整 4 建設部との連絡調整</td></tr><tr><td></td><td></td><td>開発指導班</td><td>開発指導課長</td><td>1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること</td></tr><tr><td></td><td></td><td>市街地整備班</td><td>市街地整備課長</td><td>1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の被害状況調査及びとりまとめ 2 被害等通報に係る現地確認</td></tr></table>	都市計画部	都市計画部長	都市政策班	都市政策課長	1 公共交通関係者との連絡調整 2 被害等通報に係る現地確認 3 都市計画部内の調整 4 建設部との連絡調整			開発指導班	開発指導課長	1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること			市街地整備班	市街地整備課長	1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の被害状況調査及びとりまとめ 2 被害等通報に係る現地確認	R5 事業による修正
都市計画部	都市計画部長	都市政策班	都市政策課長	1 公共交通関係者との連絡調整 2 土地区画整理事業、市街地再開発事業の被害状況調査及びとりまとめ 3 被害等通報に係る現地確認 4 都市計画部内の調整 5 建設部との連絡調整																								
		開発指導班	開発指導課長	1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること																								
都市計画部	都市計画部長	都市政策班	都市政策課長	1 公共交通関係者との連絡調整 2 被害等通報に係る現地確認 3 都市計画部内の調整 4 建設部との連絡調整																								
		開発指導班	開発指導課長	1 被害等通報に係る現地確認 2 宅地造成等工事現場の被害状況調査及びとりまとめ 3 建物の被害概要のとりまとめ 4 多治見市応急危険度判定実施本部の立上げに関すること 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること																								
		市街地整備班	市街地整備課長	1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の被害状況調査及びとりまとめ 2 被害等通報に係る現地確認																								

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

15	水道部	水道部長	水道総務班	上下水道課長	1 水道部内の調整 2 水道企業課、東濃保健所、東部広域水道事務所等、岐阜県の水道事業関連機関との連絡調整 3 被災に伴う水道料金の減免事務	水道部	水道部長	水道総務班	上下水道課長	1 被災に伴う水道料金等の減免に関する と 2 県営水道との連絡調整 3 多治見市管工事協同組合との連絡調整 4 環境班からの指示による災害対策に伴うし尿収集の応急対応 5 水道部内の調整	R5 事業による修正
			下水道総務班		1 水道部内の調整 2 岐阜県下水道課との連絡調整 3 マンホールポンプの稼働応急対応 4 環境文化部との連絡調整			水道班	工事課長	1 水道施設の被害調査及び応急対応 2 災害対策に伴う飲料水の確保及び供給	
			水道工事班	工事課長	1 水道施設（管路）の被害調査及び応急対応 2 飲料水の確保及び供給 3 多治見市管工事協同組合との連絡調整			下水道班	施設課長	1 下水道施設の被害状況調査及びとりまとめ 2 災害対策に伴う汚水処理施設の応急対応 3 災害対策に伴う合流区域雨水排水施設の応急対応 4 環境班へのし尿処理施設の被害状況報告 5 環境班からの指示によるし尿処理施設の応急対応	
			下水道工事班		1 汚水処理施設（管渠）の被害状況調査、情報提供及び応急対応 2 関係団体との連絡調整 3 合流区域における雨水排水施設（ポンプ場以外）の被害状況調査、情報提供及び応急対応						
			水道施設班	施設課長	1 水道施設（管路以外）の被害状況調査、情報提供及び応急対応						
			下水道施設班		1 汚水処理施設（管渠以外）の被害状況調査、情報提供及び応急対応 2 合流区域における雨水排水施設（ポンプ場）の被害状況調査、情報提供及び応急対応 3 し尿処理施設の応急対応						
※以下各班の記載を修正											
19	第2章 災害予防計画 第1項 防災協働社会の形成推進 2 推進体制 (4) 関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このよ					第2章 災害予防計画 第1項 防災協働社会の形成推進 2 推進体制 (4) 関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このよ					県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	うなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 <u>加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u>	ことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 <u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u>	
19	（７）感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 市は、<u>感染症の流行時においては、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の視点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u>	（７）感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 市は、<u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の視点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u>	R5 事業による修正
19	４ 災害に強いまちづくり 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることによ	４ 災害に強いまちづくり 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることによ	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	り、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、<u>「流域治水協議会」等を活用し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で被害を軽減する「流域治水」の取組を促進する。</u> 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。	り、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、<u>流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。</u> 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。	
21	第2項 災害危険地域調査等の計画 2 計画の樹立 市は単独又は共同して危険地域調査結果の想定被害に対して、平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。とりわけ水害対策においては、<u>国及び県が提供する洪水浸水想定区域図</u>を活用し、最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定し、その周知に努めるものとする。	第2項 災害危険地域調査等の計画 2 計画の樹立 市は単独又は共同して危険地域調査結果の想定被害に対して、平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。とりわけ水害対策においては、<u>県が設置・提供する水害危険情報図等</u>を活用し、最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定し、その周知に努めるものとする。	県防災計画との整合
23	第3項 治山、治水事業計画 1 治山事業 （1）<u>山地災害危険地区</u>について治山事業の施工促進に努める。	第3項 治山、治水事業計画 1 治山事業 （1）<u>崩壊土砂流危険区域</u>について治山事業の施工促進に努める。	文言の修正
23	2 河川事業 土岐川は現河積を再検討し、<u>しゅんせつ等も含め、河積断面の増大を図るべく、関係機関に働きかけるものとする。その他の1級河川についても、必要な河川改修の実施を、関係機関に働きかけるものとする。</u>	2 河川事業 土岐川は現河積を再検討し、<u>市街地内については両岸に胸壁を設け、河積断面の増大を図るべく、関係機関に働きかけるものとする。その他中小河川については笠原川、大原川、市之倉川、高田川、辛沢川等の河川改修を行うものとする。</u>	R5 事業による修正
25	4 砂防事業、地滑り防止対策事業、急傾斜地崩壊防止対策	4 砂防事業、地滑り防止対策事業、急傾斜地崩壊防止対策	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	（７）災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化する。 <u>市及び県は、相互に連携し許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。</u> <u>県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u>	（７）災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化する。市及び県は、相互に連携し許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。																																																																																	
28	第５項 火災予防計画 １ 組織に関する計画 （２）消防団の人員 <table> <tr> <th>所 属</th><th>定 員</th><th>所 属</th><th>定 員</th></tr> <tr> <td>団 本 部</td><td>13</td><td>池 田 南 分 団</td><td>26</td></tr> <tr> <td>中 央 南 分 団</td><td>28</td><td>北 栄 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>中 央 北 分 団</td><td>28</td><td>脇 之 島 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>共 栄 分 団</td><td>28</td><td>滝 呂 台 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>小 泉 分 団</td><td>28</td><td>根 本 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>池 田 分 団</td><td>28</td><td>笠原第１分団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>市 之 倉 分 団</td><td>28</td><td>笠原第２分団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>滝 呂 分 団</td><td>28</td><td>消 防 音 楽 隊</td><td>25</td></tr> <tr> <td>南 姫 分 団</td><td>28</td><td>救命処置指導隊</td><td>37</td></tr> </table>	所 属	定 員	所 属	定 員	団 本 部	13	池 田 南 分 団	26	中 央 南 分 団	28	北 栄 分 団	28	中 央 北 分 団	28	脇 之 島 分 団	28	共 栄 分 団	28	滝 呂 台 分 団	28	小 泉 分 団	28	根 本 分 団	28	池 田 分 団	28	笠原第１分団	28	市 之 倉 分 団	28	笠原第２分団	28	滝 呂 分 団	28	消 防 音 楽 隊	25	南 姫 分 団	28	救命処置指導隊	37	第５項 火災予防計画 １ 組織に関する計画 （２）消防団の人員 <table> <tr> <th>所 属</th><th>定 員</th><th>所 属</th><th>定 員</th></tr> <tr> <td>団 本 部</td><td>13</td><td>池 田 南 分 団</td><td>26</td></tr> <tr> <td>中 央 南 分 団</td><td>28</td><td>北 栄 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>中 央 北 分 団</td><td>28</td><td>脇 之 島 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>共 栄 分 団</td><td>28</td><td>滝 呂 台 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>小 泉 分 団</td><td>28</td><td>根 本 分 団</td><td>28</td></tr> <tr> <td>池 田 分 団</td><td>28</td><td>笠原第１分団</td><td>45</td></tr> <tr> <td>市 之 倉 分 団</td><td>28</td><td>笠原第２分団</td><td>45</td></tr> <tr> <td>滝 呂 分 団</td><td>28</td><td>消 防 音 楽 隊</td><td>25</td></tr> <tr> <td>南 姫 分 団</td><td>40</td><td>救命処置指導隊</td><td>37</td></tr> </table>	所 属	定 員	所 属	定 員	団 本 部	13	池 田 南 分 団	26	中 央 南 分 団	28	北 栄 分 団	28	中 央 北 分 団	28	脇 之 島 分 団	28	共 栄 分 団	28	滝 呂 台 分 団	28	小 泉 分 団	28	根 本 分 団	28	池 田 分 団	28	笠原第１分団	45	市 之 倉 分 団	28	笠原第２分団	45	滝 呂 分 団	28	消 防 音 楽 隊	25	南 姫 分 団	40	救命処置指導隊	37	R5 事業による修正
所 属	定 員	所 属	定 員																																																																																
団 本 部	13	池 田 南 分 団	26																																																																																
中 央 南 分 団	28	北 栄 分 団	28																																																																																
中 央 北 分 団	28	脇 之 島 分 団	28																																																																																
共 栄 分 団	28	滝 呂 台 分 団	28																																																																																
小 泉 分 団	28	根 本 分 団	28																																																																																
池 田 分 団	28	笠原第１分団	28																																																																																
市 之 倉 分 団	28	笠原第２分団	28																																																																																
滝 呂 分 団	28	消 防 音 楽 隊	25																																																																																
南 姫 分 団	28	救命処置指導隊	37																																																																																
所 属	定 員	所 属	定 員																																																																																
団 本 部	13	池 田 南 分 団	26																																																																																
中 央 南 分 団	28	北 栄 分 団	28																																																																																
中 央 北 分 団	28	脇 之 島 分 団	28																																																																																
共 栄 分 団	28	滝 呂 台 分 団	28																																																																																
小 泉 分 団	28	根 本 分 団	28																																																																																
池 田 分 団	28	笠原第１分団	45																																																																																
市 之 倉 分 団	28	笠原第２分団	45																																																																																
滝 呂 分 団	28	消 防 音 楽 隊	25																																																																																
南 姫 分 団	40	救命処置指導隊	37																																																																																

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

				合	計	<u>493</u>				合	計	<u>539</u>																																										
31	2 消防出動計画 （３）烈風下、強風下消防計画 （イ）火災予防 <u>広報</u> 計画 a 消防本部は、警報発令と同時に火災予防 <u>広報</u> をするため火災予防 <u>広報</u> 隊を編成する。 b 消防本部及び分団は、烈風下、強風下警報伝達及び <u>予防</u> <u>広報</u> のための資材を設備する。 ○警報用掲示板と吹流し ○ <u>広報</u> 用携帯マイク ○照明器具 ※以下 <u>広報</u> を <u>広報</u> に読み替え						2 消防出動計画 （３）烈風下、強風下消防計画 （イ）火災予防 <u>宣</u> 伝計画 a 消防本部は、警報発令と同時に火災予防 <u>宣</u> 伝をするため火災予防 <u>宣</u> 伝隊を編成する。 b 消防本部及び分団は、烈風下、強風下警報伝達及び <u>予防</u> <u>宣</u> 伝のための資材を設備する。 ○警報用掲示板と吹流し ○ <u>宣</u> 伝用携帯マイク ○照明器具						文言の修正																																									
32	別表 1 烈風下、強風下、消防部隊編成計画表 消防隊 消防署消防ポンプ車 <u>3 台</u> 飛火警戒隊 消防団積載車 <u>1 7 台</u>						別表 1 烈風下、強風下、消防部隊編成計画表 消防隊 消防署消防ポンプ車 <u>4 台</u> 飛火警戒隊 消防団積載車 <u>1 8 台</u>																																															
39	【新】 （７）消防水利施設現勢表 <table><tr><td colspan="2"></td><td>南消防署</td><td>北消防署</td><td>笠原消防署</td><td>合計</td></tr><tr><td colspan="2">公設消火栓</td><td><u>1, 023</u></td><td><u>1, 354</u></td><td><u>334</u></td><td><u>2, 711</u></td></tr><tr><td rowspan="3">公設防火水槽</td><td>40 m³以上</td><td>92</td><td><u>122</u></td><td>26</td><td><u>240</u></td></tr><tr><td>20 m³以上 40 m³未満</td><td>10</td><td><u>8</u></td><td>3</td><td><u>21</u></td></tr><tr><td>小計</td><td>102</td><td><u>130</u></td><td>29</td><td><u>261</u></td></tr><tr><td>その他</td><td>プール</td><td>9</td><td>11</td><td>3</td><td>23</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td><u>1, 134</u></td><td><u>1, 495</u></td><td><u>366</u></td><td><u>2, 995</u></td></tr></table>														南消防署	北消防署	笠原消防署	合計	公設消火栓		<u>1, 023</u>	<u>1, 354</u>	<u>334</u>	<u>2, 711</u>	公設防火水槽	40 m³以上	92	<u>122</u>	26	<u>240</u>	20 m³以上 40 m³未満	10	<u>8</u>	3	<u>21</u>	小計	102	<u>130</u>	29	<u>261</u>	その他	プール	9	11	3	23	合計		<u>1, 134</u>	<u>1, 495</u>	<u>366</u>	<u>2, 995</u>	R5 事業による修正	
		南消防署	北消防署	笠原消防署	合計																																																	
公設消火栓		<u>1, 023</u>	<u>1, 354</u>	<u>334</u>	<u>2, 711</u>																																																	
公設防火水槽	40 m³以上	92	<u>122</u>	26	<u>240</u>																																																	
	20 m³以上 40 m³未満	10	<u>8</u>	3	<u>21</u>																																																	
	小計	102	<u>130</u>	29	<u>261</u>																																																	
その他	プール	9	11	3	23																																																	
合計		<u>1, 134</u>	<u>1, 495</u>	<u>366</u>	<u>2, 995</u>																																																	

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

【旧】

R5 事業による修正

(7) 消防水利施設現勢表

		南消防署	北消防署	笠原消防署	合計
公設消火栓		<u>1, 024</u>	<u>1, 272</u>	<u>406</u>	<u>2, 702</u>
公設防 火水槽	40 m ³ 以上	92	<u>120</u>	26	<u>238</u>
	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	10	<u>7</u>	3	<u>20</u>
	小計	102	<u>127</u>	29	<u>258</u>
その他	プール	9	11	3	23
合計		<u>1, 135</u>	<u>1, 410</u>	<u>438</u>	<u>2, 983</u>

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

40

【新】

R5 事業による修正

4 予防査察計画

予防査察は、多治見市火災予防査察規程（平成 29 年 12 月 25 日消本訓令甲第 8 号）に基づき実施する。

区分	範囲
特 1 種 査 察 対象物	防火対象物の点検及び報告を要する防火対象物（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下この対象物 項において「令」という。）第 4 条の 2 の 2）
第 1 種 査 察 対象物	特 1 種査察対象物以外で次に掲げるもの ア 甲種防火対象物（令第 3 条第 1 項第 1 号） イ 特定防火対象物（法第17条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に規定する特定防火対象物をいう。以下同 じ。）のうち自動火災報知設備の設置を要する防火対象物（令第21条第 1 項） ウ 危険物を貯蔵又は取り扱う量が指定数量の10倍以上の危険物施設等
第 2 種 査 察 対象物	特 1 種査察対象物及び第 1 種査察対象物以外で次に掲げるもの ア 特定防火対象物を除く防火対象物のうち自動火災報知設備の設置を要する防火対象物（令 第21条第 1 項） イ 危険物を貯蔵又は取り扱う量が指定数量以上10倍未満の危険物施設等 ウ 令別表第 1 (18) 項に掲げる防火対象物
第 3 種 査 察 対象物	特 1 種査察対象物、第 1 種査察対象物及び第 2 種査察対象物以外で次に掲げるもの ア 乙種防火対象物（令第 3 条第 1 項第 2 号） イ 消火器の設置を要する防火対象物（令第10条第 1 項（第 4 号を除く。）） ウ 多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号。以下「条例」という。）により届出を要する 防火対象物（条例第47条及び第49条） エ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取り扱いに係る届出を要する防火対象物（法第 9 条の 3）
第 4 種 査 察 対象物	特 1 種査察対象物、第 1 種査察対象物、第 2 種査察対象物及び第 3 種査察対象物以外の防火対象 物

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

40	【旧】 4 予防査察計画 予防査察は、多治見市火災予防査察規程（平成 29 年 12 月 25 日消本訓令甲第 8 号）に基づき実施する。 （1）査察対象物の区分 ア 特 1 種査察対象物 消防法（以下「法」という。）第 8 条の 2 の 2 第 1 節の規定により点検の対象となるもの イ 第 1 種査察対象物 （ア） 消防法施行令（以下「令」という。）第 1 条の 2 第 3 節第 1 号ハの規定により収容人員が 50 人以上であって、防火管理者の選任が必要なもので、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの （イ） 危険物製造所等で、その貯蔵又は取り扱う量が指定数量の 10 倍以上のもの （ウ） 令第 21 条第 1 項の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする規模以上の令別表第 1 （1）から（4）まで、（5）イ、（6）、（9）イ、（16）イ、（16 の 2）又は（16 の 3）に定める用途に供される防火対象物 ウ 第 2 種査察対象物 （ア） 令第 1 条の 2 第 3 項の規定により収容人員が 30 人以上であって、防火管理者の選任が必要な防火対象物で、延べ面積 300 平方メートル以上のもの （イ） 危険物製造所等で、その貯蔵又は取り扱う量が指定数量の 10 倍未満のもの （ウ） 令第 21 条第 1 項の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする規模以上の防火対象物 （エ） 令別表第 1 （18）に掲げる防火対象物 エ 第 3 種査察対象物 （ア） 令第 1 条の 2 第 3 節の規定により防火管理者を必要とする防火対象物 （イ） 令第 10 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる防火対象物 （ウ） 多治見市火災予防条例（昭和 48 年条例第 28 号）第 47 条又は第 49 条の規定により届出を必要とする施設を有する防火対象物 （エ） 法第 9 条の 3 の規定により届出を必要とする物質を有する防火対象物 オ 第 4 種査察対象物 前各号に掲げる査察対象物以外の防火対象物	R5 事業による修正
----	--	------------

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

41	6 消防職団員に対する教育訓練計画 （３）消防職団員の派遣教育 岐阜県消防学校 消防職員 <u>総合教育</u>	6 消防職団員に対する教育訓練計画 （３）消防職団員の派遣教育 岐阜県消防学校 消防職員 <u>初任教育</u>	R5 事業による修正
42	8 関係機関の協力指導 （２）住民に対する火災予防の徹底 ア 関係機関の協力 多治見市危険物安全協会は、関係団体の行う防火活動等の後援や資機材の提供を行う。多治見市幼・少年消防クラブは、防火パレード・広報活動・防火講習会・防災訓練等への参加を行い、防火防災の啓蒙活動を行う。 ※以下「多治見市女性防火クラブ」の記載を修正	8 関係機関の協力指導 （２）住民に対する火災予防の徹底 ア 関係機関の協力 多治見市危険物安全協会は、関係団体の行う防火活動等の後援や資機材の提供を行う。<u>多治見市女性防火クラブ</u>、多治見市幼・少年消防クラブは、防火パレード・広報活動・防火講習会・防災訓練等への参加を行い、防火防災の啓蒙活動を行う。	組織解体に伴う修正
43	第6項 防災教養訓練計画 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の<u>充実及び消防団員や防災士等が参画した経験的・実践的な防災教育の推進</u>に努めるものとする。各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活躍を図るものとする。	第6項 防災教養訓練計画 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の<u>充実</u>に努めるものとする。各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活躍を図るものとする。	県防災計画との整合
53	削除	第10項 業務継続体制の整備 1 行政機関の体制整備 （２）新型コロナウイルス感染症に対する体制整備 市は、新型コロナウイルス感染症の脅威から市民の生命及び健康を守り、安心・安全を確保するため、あらゆる手段を用いて感染を予防することはもとより、市組織内において感染者が発生し、職員	

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

		が出勤困難になった場合であっても、市民生活に及ぼす影響の最小化に最大限努め、市政を適切に継続する必要がある。よって、市職員の感染等による出勤困難者発生時の人的資源が制約された状況での業務継続性の確保のため、新型コロナウイルス感染症に特化した業務継続計画を策定し、運用するものとする。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。										
56	第3章 災害応急対策 第1節 市本部活動体制 第1項 災害対策本部運用計画 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の市本部の運用計画は次による。 <u>1 体制等</u> (1) 設置基準等 <table><tr><td>種別</td><td>基準</td><td>摘要</td></tr><tr><td>準備体制</td><td>①大雨・洪水注意報のうちいずれかが発表されたとき</td><td>①災害対策本部は設置しない。 ②各種情報の収集及び連絡活動</td></tr><tr><td>警戒体制</td><td>①大雨・洪水・暴風警報のうちいずれかが発表されたとき ②その他市長がこの体制を命じたとき</td><td>①市長が必要と認めたときは、災害対策本部設置</td></tr></table>	種別	基準	摘要	準備体制	①大雨・洪水注意報のうちいずれかが発表されたとき	①災害対策本部は設置しない。 ②各種情報の収集及び連絡活動	警戒体制	①大雨・洪水・暴風警報のうちいずれかが発表されたとき ②その他市長がこの体制を命じたとき	①市長が必要と認めたときは、災害対策本部設置	第3章 災害応急対策 第1節 市本部活動体制 第1項 災害対策本部運用計画 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の市本部の運用計画は次による。 <u>1 職員参集体制等</u>	実際の運用に合わせた記載の整理
種別	基準	摘要										
準備体制	①大雨・洪水注意報のうちいずれかが発表されたとき	①災害対策本部は設置しない。 ②各種情報の収集及び連絡活動										
警戒体制	①大雨・洪水・暴風警報のうちいずれかが発表されたとき ②その他市長がこの体制を命じたとき	①市長が必要と認めたときは、災害対策本部設置										

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

		非常体制	①災害が発生し大規模な被害が予想されるとき ②災害救助法が適用される災害が発生したとき ③土砂災害警戒情報が発表されたとき ④特別警報が発表されたとき ⑤大雨特別警報の基準値となる格子が出現したとき	①災害対策本部設置		
		(2) 職員参集体制等				
60	削除				第2項 職員動員計画 2 新型コロナウイルス感染症対策本部 多治見市新型コロナウイルス感染症対策本部における職員の配置は、本計画の定めるところによる。 (1) 市職員の心構え 市職員は、組織内感染の防止及び感染拡大防止策の徹底を図る。また、濃厚接触者に指定されないよう、職員個人の感染しないための対策を徹底することとする。 (2) 業務継続性の確保 市組織内において感染者が発生し、職員が出勤困難になった場合であっても、市民生活に及ぼす影響の最小化に最大限努め、市政を適切に継続する必要がある。市職員の感染等による出勤困難者発生時の人的資源が制約された状況での業務継続性の確保のため、あらかじめ職員の出勤状況に関らず継続しなければならない業務と業務毎に優先順位を定め、職員の人員配置等について計画を定めておくものとする。	
185	第6節 罹災者救助保護計画				第6節 罹災者救助保護計画	文言の修正

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	第2項 避難計画 3 注意喚起及び緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令 市は、水害及び土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。 なお、自主避難の呼びかけについては、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及び、<u>水防法第15条第4号に掲げる要配慮者</u>利用施設に対しては避難準備情報を伝えることにより早めの避難を呼びかけ、さらに、風水害の被害のおそれが高い区域については、健常者など一般市民に対しても、状況に応じて、早めの避難行動の開始を求める旨の情報発信を行うこととする。	第2項 避難計画 3 注意喚起及び緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令 市は、水害及び土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。 なお、自主避難の呼びかけについては、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及び、<u>浸水想定区域内の要配慮者</u>利用施設に対しては避難準備情報を伝えることにより早めの避難を呼びかけ、さらに、風水害の被害のおそれが高い区域については、健常者など一般市民に対しても、状況に応じて、早めの避難行動の開始を求める旨の情報発信を行うこととする。	
191	10 避難所運営マニュアルの策定 市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。（以下略）	10 避難所運営マニュアルの策定 市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。（以下略）	R5 事業による修正
210	第4項 給水計画 2 給水の方法 （2）給水機材 16行 給水袋 6リットル <u>3,900枚</u> 多治見市 滝呂第2配水池 18行 給水袋 6リットル <u>2,400枚</u> 多治見市 幸町倉庫	第4項 給水計画 2 給水の方法 （2）給水機材 16行 給水袋 6リットル <u>900枚</u> 多治見市 滝呂第2配水池 18行 給水袋 6リットル <u>1,000枚</u> 多治見市 幸町倉庫	R5 事業による修正
225	第6項 要配慮者・避難行動要支援者対策	第6項 要配慮者・避難行動要支援者対策	文言の整理

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	高齢者、障がい者、外国人<u>その他の特に配慮を要する者</u>（以下「<u>要配慮者</u>」という。）は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細やかな配慮が必要で、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備するものとする。	高齢者、障がい者、外国人、<u>妊婦等のいわゆる要配慮者</u>は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細やかな配慮が必要で、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備するものとする。	
225	2 避難行動要支援者対策 （１）<u>避難行動要支援者名簿</u>の作成及び提供 市は、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等が実施できるよう、「多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者に提供するものとする。	2 避難行動要支援者対策 （１）<u>避難支援等関係者名簿</u>の作成及び提供 市は、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等が実施できるよう、「多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者に提供するものとする。	文言の整理
227	第７項 応急住宅対策 １ 住宅確保等の種別 住宅の確保 ④災害救助法による仮設住宅供与 自らの資力では住宅を<u>修繕する</u>ことができない者に対して市が応急的に修繕する。	第７項 応急住宅対策 １ 住宅確保等の種別 住宅の確保 ④災害救助法による仮設住宅供与 自らの資力では住宅を<u>得る</u>ことができない者に対して市が応急的に修繕する。	県防災計画との整合
227	住宅の修繕 ③災害救助法による応急修理 自らの資力では住宅を<u>修繕する</u>ことができない者に対して市が応急的に修繕する。	住宅の修繕 ③災害救助法による応急修理 自らの資力では住宅を<u>得る</u>ことができない者に対して市が応急的に修繕する。	県防災計画との整合
227	2 住宅対策等の調査報告 市本部建築住宅班は、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し報告するものとする。なお、調査に当たっては福祉班と協力して説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するなどして、次の各制度別の希望世帯をとりまとめるものとする。 （１）調査	2 住宅対策等の調査報告 市本部建築住宅班は、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し報告するものとする。なお、調査に当たっては福祉班と協力して説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するなどして、次の各制度別の希望世帯をとりまとめるものとする。 （１）調査	実際の運用に合わせた記載の整理

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	a 公営住宅入居希望者 b 公庫資金借入希望者 c 生活福祉資金借入希望者 d <u>母子父子寡婦福祉資金借入希望者</u> <u>e</u> 社会福祉施設入所希望者 <u>f</u> 仮設住宅入居対象者 <u>g</u> 住宅応急修理対象者 <u>h</u> 障害物除去対象者（以下略）	a 公営住宅入居希望者 b 公庫資金借入希望者 c 生活福祉資金借入希望者 d <u>母子福祉資金借入希望者</u> e <u>寡婦福祉資金借入希望者</u> <u>f</u> 社会福祉施設入所希望者 <u>g</u> 仮設住宅入居対象者 <u>h</u> 住宅応急修理対象者 <u>i</u> 障害物除去対象者（以下略）	
231	4 住宅の応急修理 （3）修理基準 応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、土台、屋根、天井、壁、窓等のいかなを問わないものとする。なお、1世帯当りの費用は一切の費用を含め岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。又、修理期間は<u>3ヶ月</u>以内とする。	4 住宅の応急修理 （3）修理基準 応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、土台、屋根、天井、壁、窓等のいかなを問わないものとする。なお、1世帯当りの費用は一切の費用を含め岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。又、修理期間は<u>1ヶ月</u>以内とする。	県防災計画との整合
232	6 低所得世帯等に対する住宅融資 低所得世帯あるいは<u>母子父子世帯及び寡婦世帯</u>で住宅の補修等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。 （イ）生活福祉資金の災害援護資金 （ロ）<u>母子父子寡婦福祉資金の住宅資金</u> <u>（ハ）災害援護資金の貸付</u> 申込その他借入貸付手続については、第11項「災害援護資金等貸与計画」による。	6 低所得世帯等に対する住宅融資 低所得世帯あるいは<u>母子世帯</u>で住宅の補修等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。 （イ）生活福祉資金の災害援護資金 （ロ）<u>母子福祉資金の住宅資金</u> <u>（ハ）寡婦福祉資金の住宅資金</u> <u>（ニ）災害援護資金の貸付</u> 申込その他借入貸付手続については、第11項「災害援護資金等貸与計画」による。	実際の運用に合わせた記載の整理
242 338	《 医療（助産）救護活動体制図 》 医療対策本部	《 医療（助産）救護活動体制図 》 医療対策本部	実際の運用に合わせた記載の整理

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

391	◎市民健康部長（医療対策本部長）○保健センター所長（副本部長） 東濃地域災害医療コーディネーター、市医師会（長）、市歯科医師会（長）、市薬剤師会（長）消防長、県立多治見病院防災対策監、市民病院事務長	◎市民健康部長（医療対策本部長） 東濃地域災害医療コーディネーター、市医師会（長）、市歯科医師会（長）、市薬剤師会（長）消防長、県立多治見病院防災対策監、市民病院事務長																	
258	第 11 項 災害援護資金等貸与計画 罹災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は、次によるものとする。 1 資金の種別 （１）災害援護資金 （２）生活福祉資金の災害援護資金 （３）母子父子寡婦福祉資金 （４）その他一般資金 ※以下同様	第 11 項 災害援護資金等貸与計画 罹災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は、次によるものとする。 1 資金の種別 （１）災害援護資金 （２）生活福祉資金の災害援護資金 （３）母子福祉資金 （４）寡婦福祉資金 （５）その他一般資金	実際の運用に合わせた記載の整理																
260	5 母子父子寡婦福祉資金の貸付 （２）貸付対象世帯 災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない者であって現に児童（20 歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して貸し付けを行う。	5 母子父子寡婦福祉資金の貸付 （２）貸付対象世帯 災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって現に児童（20 歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して貸し付けを行う。	実際の運用に合わせた記載の整理																
272	第 13 項 防疫計画 1 実施者 <table><tr><td>作業区分</td><td>県 機 関</td></tr><tr><td>検 病 調 査</td><td>検 病 調 査 （ 県 支 部 保 健 班 ）</td></tr><tr><td>健 康 診 断</td><td>健 康 診 断 （ 県 支 部 保 健 班 ）</td></tr><tr><td>臨 時 予 防 接 種</td><td>予 防 接 種 の 命 令</td></tr></table>	作業区分	県 機 関	検 病 調 査	検 病 調 査 （ 県 支 部 保 健 班 ）	健 康 診 断	健 康 診 断 （ 県 支 部 保 健 班 ）	臨 時 予 防 接 種	予 防 接 種 の 命 令	第 13 項 防疫計画 1 実施者 <table><tr><td>作業区分</td><td>県 機 関</td></tr><tr><td>検 病 調 査</td><td>検 病 調 査 （ 県 支 部 保 健 班 ）</td></tr><tr><td>健 康 診 断</td><td>健 康 診 断 （ 県 支 部 保 健 班 ）</td></tr><tr><td>臨 時 予 防 接 種</td><td>予 防 接 種 の 命 令</td></tr></table>	作業区分	県 機 関	検 病 調 査	検 病 調 査 （ 県 支 部 保 健 班 ）	健 康 診 断	健 康 診 断 （ 県 支 部 保 健 班 ）	臨 時 予 防 接 種	予 防 接 種 の 命 令	県防災計画との整合
作業区分	県 機 関																		
検 病 調 査	検 病 調 査 （ 県 支 部 保 健 班 ）																		
健 康 診 断	健 康 診 断 （ 県 支 部 保 健 班 ）																		
臨 時 予 防 接 種	予 防 接 種 の 命 令																		
作業区分	県 機 関																		
検 病 調 査	検 病 調 査 （ 県 支 部 保 健 班 ）																		
健 康 診 断	健 康 診 断 （ 県 支 部 保 健 班 ）																		
臨 時 予 防 接 種	予 防 接 種 の 命 令																		

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

		(県本部感染症対策推進班)			(県本部保健医療班)		
	清潔方法	清潔方法の指示 (県本部感染症対策推進班) 清潔方法の指導 (県支部保健班)		清潔方法	清潔方法の指示 (県本部保健医療班) 清潔方法の指導 (県支部保健班)		
	消毒方法	消毒方法の指示 (県本部感染症対策推進班) 消毒方法の指導 (県支部保健班)		消毒方法	消毒方法の指示 (県本部保健医療班) 消毒方法の指導 (県支部保健班)		
275	6 報告を要する事項 災害時における防疫に関する報告は次による。 (1) 被害状況の報告 市本部保健センター班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報を、県支部保健班を経由して、県本部感染症対策推進班に毎日電話及び文書をもって報告（以下「日報」という）するものとする。 (2) 災害防疫所要見込額の報告 市本部保健センター班は、災害防疫に関する所要見込額を様式3号「災害防疫経費所要額調」により、県支部保健班を経由して県本部感染症対策推進班に提出するものとするが、その概要は可能な限り事前に報告するものとする。 (3) 災害防疫完了報告 市本部保健センター班は、災害防疫の完了したときは完了の日から20日以内に様式4号「災害防疫業務完了報告書」を、県支部保健班を経て県本部感染症対策推進班に提出するものとする。			6 報告を要する事項 災害時における防疫に関する報告は次による。 (1) 被害状況の報告 市本部保健センター班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報を、県支部保健班を経由して、県本部保健医療班に毎日電話及び文書をもって報告（以下「日報」という）するものとする。 (2) 災害防疫所要見込額の報告 市本部保健センター班は、災害防疫に関する所要見込額を様式3号「災害防疫経費所要額調」により、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出するものとするが、その概要は可能な限り事前に報告するものとする。 (3) 災害防疫完了報告 市本部保健センター班は、災害防疫の完了したときは完了の日から20日以内に様式4号「災害防疫業務完了報告書」を、県支部保健班を経て県本部保健医療班に提出するものとする。			県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

323	地震対策編 第2章 地震災害予防対策 第1節 自発的な防災活動の促進 第1項 防災協働社会の形成推進 1 基本方針 （4）関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 <u>加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>その他に、</u>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難所としての施設利用等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠	地震対策編 第2章 地震災害予防対策 第1節 自発的な防災活動の促進 第1項 防災協働社会の形成推進 1 基本方針 （4）関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 <u>また、</u>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難所としての施設利用等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	県防災計画との整合
-----	---	---	------------------

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。		
323	3 災害に強いまちづくり 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、<u>「流域治水協議会」等を活用し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で被害を軽減する「流域治水」の取組を促進する。</u> 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。	3 災害に強いまちづくり 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、<u>流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。</u> 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。	県防災計画との整合
325	第2項 防災思想の普及 4 防災教育 （3）児童生徒等に対する教育 地震に関する知識、地震発生時の心得等について、児童、生徒の発育段階に応じた地震対策に関する教育、特に児童、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動ができるような実践的な教育を行う。<u>市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に</u>	第2項 防災思想の普及 4 防災教育 （3）学校教育 地震に関する知識、地震発生時の心得等について、児童、生徒の発育段階に応じた地震対策に関する教育、特に児童、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動ができるような実践的な教育を行う。 （以下略）	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	<u>関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</u> （以下略）		
343	第3節 民生安定のための備え 第1項 避難対策 2 指定避難所 （前段略） また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び非常用電源、通信機器、マンホールトイレ等の排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の要配慮にも配慮した整備に努めるものとする。加えて、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u> <u>社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者の多様なニーズに配慮した福祉避難所（二次避難所）の確保、宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保について検討する。</u>	第3節 民生安定のための備え 第1項 避難対策 2 指定避難所 （前段略） また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び非常用電源、通信機器、マンホールトイレ等の排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者の多様なニーズに配慮した福祉避難所（二次避難所）の確保、宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保について検討する。	
345	《避難所運営マニュアル(避難所開設・運営の手引き「感染症対策編」)の内容》	《避難所運営マニュアル（避難所開設・運営の手引き「新型コロナウイルス感染症対策編」）の内容》	R5 事業による修正
345	5 行政区域を越えた広域避難の調整 市本部は、県、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被	5 行政区域を越えた広域避難の調整 市本部は、県、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取る ことのできる体制の整備を図る。 ア 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、<u>平時から 広域避難等の実施に係る検討をする</u>とともに、<u>発災時の具体的な避 難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また住民に周知するよ う努めるものとする。</u> イ 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共 有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。 ウ 市は、<u>指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供する ことについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れる ことができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものと する。</u>	災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取る ことのできる体制の整備を図る。 ア 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、<u>発災時の 具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものと する。</u> イ 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共 有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。 （新規）	
352	第 5 項 要配慮者・避難行動要支援者の安全確保 6 避難行動要支援者名簿の作成等 第 3 章 一般対策計画編 第 6 節第 6 項に示したとおり、市は予め 避難行動要支援者名簿を作成し、<u>また、個別避難計画の作成に努め、 適切に運用するものとする。</u>	第 5 項 要配慮者・避難行動要支援者の安全確保 6 避難行動要支援者名簿の作成等 第 3 章 一般対策計画編 第 6 節第 6 項に示したとおり、市は予め 避難行動要支援者名簿を作成し、適切に運用するものとする。	県防災計画との整合
354	第 4 節 地震に強いまちづくり 第 1 項 まちの不燃化・耐震化 2 建築物の防災対策 <u>（４）空き家等の状況の確認</u> <u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況 の確認に努めるものとする。</u> （５）被災建築物の応急危険度判定制度の充実 （６）その他の安全対策 （７）塀の倒壊防止対策 （８）建築物の不燃化の促進	第 4 節 地震に強いまちづくり 第 1 項 まちの不燃化・耐震化 2 建築物の防災対策 （４）被災建築物の応急危険度判定制度の充実 （５）その他の安全対策 （６）塀の倒壊防止対策 （７）建築物の不燃化の促進	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

358	第2項 火災防止対策 1 火災予防の指導強化 （4）<u>消防</u>同意制度の活用 <u>建築基準法</u>の規定による<u>消防</u>同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。	第2項 火災防止対策 1 火災予防の指導強化 （4）<u>建築</u>同意制度の活用 <u>消防法</u>の規定による<u>建築</u>同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。	実際の運用に合わせた記載の整理
402	第3節 民生安定活動 第1項 災害広報 4 住民の安否情報 市本部は、次の予め定められた方法により、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。 《予め定められた方法》 ・住民の安否情報の収集 : 各避難所単位で収集 ・安否照会への対応 : 専用電話、専用窓口の設置 市本部は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市本部は、<u>迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、県、消防機関、県警察等と協力して、積極的に情報の収集を行うものとする。</u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	第3節 民生安定活動 第1項 災害広報 4 住民の安否情報 市本部は、次の予め定められた方法により、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。 《予め定められた方法》 ・住民の安否情報の収集 : 各避難所単位で収集 ・安否照会への対応 : 専用電話、専用窓口の設置 市本部は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市本部は、<u>安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	
404	第2項 災害救助法の適用 1 制度の概要 《災害救助法による救助の種類と実施者》	第2項 災害救助法の適用 1 制度の概要 《災害救助法による救助の種類と実施者》	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

		住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日時生活を営むことができない場合であって、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 2 応急修理世帯数は半壊（焼）世帯の3割以内	災害発生 のから <u>3</u> ヶ月以内		住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日時生活を営むことができない場合であって、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 2 応急修理世帯数は半壊（焼）世帯の3割以内	災害発生 のから <u>1</u> ヶ月以内	
--	--	---------	--	------------------------------	--	---------	---	------------------------------	--

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

497	事故災害対策編 第1章 事故災害対策 第4節 大規模な火事災害対策 3 防災知識の普及、訓練 （1）防災知識の普及 ア 略 イ 略 ウ 県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 エ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 オ 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。	事故災害対策編 第1章 事故災害対策 第4節 大規模な火事災害対策 3 防災知識の普及、訓練 （1）防災知識の普及 ア 略 イ 略 （新規） ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 エ 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。	
512	第5節 原子力災害対策 第2項 原子力災害事前対策 11 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備 市は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。 また、<u>被ばくの可能性がある環境課で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。	第5節 原子力災害対策 第2項 原子力災害事前対策 11 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備 市は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。 また、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

548	<u>多治見市水防計画</u> 第6章 水防活動 第3項 避難 4 <u>洪水浸水想定区域</u>における避難の確保 <u>洪水浸水想定区域</u>の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。 浸水想定地域内にある地下街その他不特定多数の者が利用する地下施設等（以下「地下施設等」という。）及び高齢者や障がい者、園児等が利用する要配慮者施設において、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報の伝達方法を定める。 地下施設等の管理者は、地下施設等への流入等浸水被害軽減対策及び避難誘導体制を定めた避難確保計画を作成するものとする。	<u>多治見市水防計画</u> 第6章 水防活動 第3項 避難 4 <u>浸水想定区域</u>における避難の確保 <u>浸水想定区域</u>の指定があったときは、当該浸水想定地域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。 浸水想定地域内にある地下街その他不特定多数の者が利用する地下施設等（以下「地下施設等」という。）及び高齢者や障がい者、園児等が利用する要配慮者施設において、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報の伝達方法を定める。 地下施設等の管理者は、地下施設等への流入等浸水被害軽減対策及び避難誘導体制を定めた避難確保計画を作成するものとする。	県防災計画との整合
549	第6項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 浸水想定区域の指定と周知 （1）岐阜県及び国土交通省中部地方整備局（庄内川河川事務所） 県及び国土交通省中部地方整備局は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は、<u>避難判断水位（特別警戒水位）を定め、その水位に達した旨の情報を提供する河川に加え、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水</u>	第6項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 浸水想定区域の指定と周知 （1）岐阜県及び国土交通省中部地方整備局（庄内川河川事務所） 県及び国土交通省中部地方整備局は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は<u>避難判断水位（特別警戒水位）を定め、その水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</u> なお、本市において<u>浸水想定区域を指定する河川として、国土交通大臣指定の土岐川と県知事指定の大原川、笠原川が該当する。</u>	実際の運用に合わせた記載の整理

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。 なお、本市において<u>洪水浸水想定区域図</u>を指定する河川として、<u>国土交通省指定の土岐川と県知事指定の大原川、笠原川、姫川、市之倉川、辛沢川、大沢川、芝草川、平園川、富士下川、生田川、高田川</u>が該当する。 （２）市 市は、法第 15 条第 1 項に基づき、<u>洪水浸水想定区域図</u>の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について、定めるものとする。また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供等を受けたときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。	（２）市 市は、水防法第 15 条第 3 項に基づき、<u>浸水想定区域</u>の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦<u>その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）</u>が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について、定めるものとする。また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供等を受けたときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。	
550	第 7 項 浸水事前防災行動計画（タイムライン）の策定及び運用 4 タイムラインの見直しサイクル 災害への対応後、策定したタイムラインと災害対応の時系列の記録（クロノロジー）の比較や、防災行動を実施した事象をもとにふりかえり（検証）を行うことにより、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実に努めるものとする。また、<u>国及び県が提供する洪水浸水想定区域図</u>を活用し、最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定し、その周知に努めるものとする。	第 7 項 浸水事前防災行動計画（タイムライン）の策定及び運用 4 タイムラインの見直しサイクル 災害への対応後、策定したタイムラインと災害対応の時系列の記録（クロノロジー）の比較や、防災行動を実施した事象をもとにふりかえり（検証）を行うことにより、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実に努めるものとする。また、<u>県が設置・提供する水害危険情報図等</u>を活用し、最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定し、その周知に努めるものとする。	県防災計画との整合

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

資料編

No.	資料名称	修正内容	修正理由																
4	市有施設一覧表	「笠原小学校 笠原町 3387-9 43-3541 」を 「笠原小学校 笠原町 2455-12 43-3541 」に改める。 「発達支援センターなかよし 元町 3-28 25-0783 発達支援センターひまわり 笠原町 1194-1 43-3400 」を 「児童発達支援センター 脇之島町 7-59-13 25-0783 」に改める。 「笠原中央公民館 笠原町 2081-1 43-5155 」を 「笠原交流センター 笠原町 2081-1 43-5155 」に改める。	R5 事業による修正																
8	市内公共施設一覧表	指定公共機関等 「 <table border="1"> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所</td><td>上野町 5-1</td><td>23-5508 0120-924-612</td><td></td></tr> <tr> <td>岐阜県 LP ガス協会多治見地区</td><td>平和町 1</td><td>22-8644</td><td></td></tr> </table> 」を 「 <table border="1"> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)多治見支社</td><td>上野町 5-1</td><td>23-5508 0120-924-612</td><td></td></tr> <tr> <td>岐阜県 LP ガス協会多治見地区</td><td>栄町 2</td><td>25-2222 (昭洋商事)</td><td></td></tr> </table> 」に改める。	中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所	上野町 5-1	23-5508 0120-924-612		岐阜県 LP ガス協会多治見地区	平和町 1	22-8644		中部電力パワーグリッド(株)多治見支社	上野町 5-1	23-5508 0120-924-612		岐阜県 LP ガス協会多治見地区	栄町 2	25-2222 (昭洋商事)		R5 事業による修正
中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所	上野町 5-1	23-5508 0120-924-612																	
岐阜県 LP ガス協会多治見地区	平和町 1	22-8644																	
中部電力パワーグリッド(株)多治見支社	上野町 5-1	23-5508 0120-924-612																	
岐阜県 LP ガス協会多治見地区	栄町 2	25-2222 (昭洋商事)																	
9	指定避難所・指	笠原	R5 事業による修正																

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

	定緊急避難場所	「<table><tr><td>笠原児童館</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>100</td><td></td></tr></table>」及び 「<table><tr><td>発達支援センター ひまわり</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>80</td><td></td></tr></table>」を削る。 「<table><tr><td>笠原中央公民館</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>800</td><td></td></tr></table>」を 「<table><tr><td>笠原交流センター</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>800</td><td></td></tr></table>」に改める。 「<table><tr><td>合計</td><td>17</td><td>6</td><td>4</td><td>2,470</td><td></td></tr><tr><td>総合計</td><td>82</td><td>54</td><td>45</td><td>31,465</td><td></td></tr></table>」を 「<table><tr><td>合計</td><td>15</td><td>4</td><td>4</td><td>2,290</td><td></td></tr><tr><td>総合計</td><td>80</td><td>52</td><td>45</td><td>31,285</td><td></td></tr></table>」に改める。	笠原児童館	○	○		100		発達支援センター ひまわり	○	○		80		笠原中央公民館	○	○		800		笠原交流センター	○	○		800		合計	17	6	4	2,470		総合計	82	54	45	31,465		合計	15	4	4	2,290		総合計	80	52	45	31,285		
笠原児童館	○	○		100																																															
発達支援センター ひまわり	○	○		80																																															
笠原中央公民館	○	○		800																																															
笠原交流センター	○	○		800																																															
合計	17	6	4	2,470																																															
総合計	82	54	45	31,465																																															
合計	15	4	4	2,290																																															
総合計	80	52	45	31,285																																															
10	地震災害の指定 緊急避難場所	「<table><tr><td>笠原</td><td>8</td><td>笠原小学校、笠原中学校、笠原中央公民館、かさはら福祉センター、笠原運動公園、笠原向島運動広場、旧笠原西コミュニティセンター、発達支援センターひまわり</td></tr></table>」を 「<table><tr><td>笠原</td><td>7</td><td>笠原小学校、笠原中学校、笠原中央公民館、かさはら福祉センター、笠原運動公園、笠原向島運動広場、旧笠原西コミュニティセンター</td></tr></table>」に改める。	笠原	8	笠原小学校、笠原中学校、笠原中央公民館、かさはら福祉センター、笠原運動公園、笠原向島運動広場、旧笠原西コミュニティセンター、発達支援センターひまわり	笠原	7	笠原小学校、笠原中学校、笠原中央公民館、かさはら福祉センター、笠原運動公園、笠原向島運動広場、旧笠原西コミュニティセンター	R5 事業による修正																																										
笠原	8	笠原小学校、笠原中学校、笠原中央公民館、かさはら福祉センター、笠原運動公園、笠原向島運動広場、旧笠原西コミュニティセンター、発達支援センターひまわり																																																	
笠原	7	笠原小学校、笠原中学校、笠原中央公民館、かさはら福祉センター、笠原運動公園、笠原向島運動広場、旧笠原西コミュニティセンター																																																	

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

		「<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">指定避難所</th><th colspan="2">指定緊急避難場所</th></tr><tr><th>指定数</th><th>収容人数</th><th>指定数</th><th>収容人数</th></tr><tr><td>総合計★</td><td>83</td><td>31,465 人</td><td>111</td><td>23,125 人</td></tr><tr><td>★うち風水害</td><td>82</td><td>31,385 人</td><td>54</td><td>22,705 人</td></tr><tr><td>★うち地 震</td><td>45</td><td>27,760 人</td><td>65</td><td>3,100 人</td></tr></table>」を 「<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">指定避難所</th><th colspan="2">指定緊急避難場所</th></tr><tr><th>指定数</th><th>収容人数</th><th>指定数</th><th>収容人数</th></tr><tr><td>総合計★</td><td>81</td><td>31,285 人</td><td>109</td><td>22,945 人</td></tr><tr><td>★うち風水害</td><td>80</td><td>31,205 人</td><td>52</td><td>22,525 人</td></tr><tr><td>★うち地 震</td><td>45</td><td>27,760 人</td><td>64</td><td>3,100 人</td></tr></table>」に改める。		指定避難所		指定緊急避難場所		指定数	収容人数	指定数	収容人数	総合計★	83	31,465 人	111	23,125 人	★うち風水害	82	31,385 人	54	22,705 人	★うち地 震	45	27,760 人	65	3,100 人		指定避難所		指定緊急避難場所		指定数	収容人数	指定数	収容人数	総合計★	81	31,285 人	109	22,945 人	★うち風水害	80	31,205 人	52	22,525 人	★うち地 震	45	27,760 人	64	3,100 人	
	指定避難所			指定緊急避難場所																																															
	指定数	収容人数	指定数	収容人数																																															
総合計★	83	31,465 人	111	23,125 人																																															
★うち風水害	82	31,385 人	54	22,705 人																																															
★うち地 震	45	27,760 人	65	3,100 人																																															
	指定避難所		指定緊急避難場所																																																
	指定数	収容人数	指定数	収容人数																																															
総合計★	81	31,285 人	109	22,945 人																																															
★うち風水害	80	31,205 人	52	22,525 人																																															
★うち地 震	45	27,760 人	64	3,100 人																																															
11	災害時優先電話一覧表	「笠原小学校 笠原町 3387-9」を「笠原小学校 笠原町 2455-12」に改める。	R5 事業による修正																																																
13	災害時に関する協定	(3) ライフラインに関する協定 「<table><tr><td>15</td><td>災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定</td><td>令和 6 年 2 月 1 日</td><td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td></tr><tr><td>16</td><td>災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定</td><td>令和 6 年 2 月 1 日</td><td>(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部</td></tr><tr><td>17</td><td>災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定</td><td>令和 6 年 2 月 1 日</td><td>岐阜県環境整備事業協同組合</td></tr></table>」	15	災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定	令和 6 年 2 月 1 日	(公社) 日本下水道管路管理業協会	16	災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定	令和 6 年 2 月 1 日	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	17	災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定	令和 6 年 2 月 1 日	岐阜県環境整備事業協同組合	R5 事業による修正																																				
15	災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定	令和 6 年 2 月 1 日	(公社) 日本下水道管路管理業協会																																																
16	災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定	令和 6 年 2 月 1 日	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部																																																
17	災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定	令和 6 年 2 月 1 日	岐阜県環境整備事業協同組合																																																

多治見市地域防災計画新旧対照表（案）

		18	岐阜県・日本下水道事業団災害支援協定				令和6年 2月1日				日本下水道事業団																	
		」を加える。																										
14	要配慮者利用施設	(3) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表（小学校区別） 土砂災害（特別）警戒区域の追加指定に伴う要配慮者利用施設の増等を修正														R5 事業による修正												
15	防災倉庫備蓄資機材一覧表（令和6年3月時点）	防災倉庫を更新した「上原区防災倉庫」及び「平園区防災倉庫」等の備蓄資機材を修正し、上原区防災倉庫の設置場所について、「岐阜大島鉄工所北側」を「笠原第2分団車庫西」に改める。														R5 事業による修正												
16	多治見市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況	令和5年10月27日岐阜県告示第440号107件、第442号85件、令和5年11月10日岐阜県告示第471号4件を加える。【別紙1】														R5 事業による修正												
17	多治見市の気象統計	「 <table><tr><td>2023</td><td>令和5年</td><td>16.2</td><td>39.2</td><td>-5.6</td><td>1,627.0</td><td>155.5</td><td>1.2</td><td>6.5</td><td>西</td><td>16.7</td><td>北</td></tr></table> 」を加える。														2023	令和5年	16.2	39.2	-5.6	1,627.0	155.5	1.2	6.5	西	16.7	北	R5 事業による修正
2023	令和5年	16.2	39.2	-5.6	1,627.0	155.5	1.2	6.5	西	16.7	北																	
20	重要水防箇所	(国土交通省) 分及び(県管理区間) 分について、令和5年度の内容に更新する。														R5 事業による修正												
21	マンホールトイレ（下部受入口）整備状況一覧	「総合福祉センター5基」を加える。														R5 事業による修正												